

## 宗像市と小金井市との文化交流の連携・協力に関する協定書

### (目的)

第1条 宗像市と小金井市は、両市縁の中村研一作品展等をはじめとする文化交流を通じて、両市の文化振興を推進するために、相互の連携・協力に関し、基本的な事項について定めるものとする。

### (連携・協力)

第2条 宗像市及び小金井市は、前条の目的達成のため、積極的に連携・協力し、お互いに誠意をもって対応するものとする。

### (経費の負担)

第3条 前条に規定する連携・協力の実施にあたり、それに関わる経費については、その都度協議し決定するものとする。

### (連携・協力の内容)

第4条 宗像市及び小金井市が本協定に基づき連携・協力する内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各々が所蔵する美術作品等の活用促進に関すること
- (2) その他、文化芸術の交流に関すること

### (効力と有効期間)

第5条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとする。  
2 有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、宗像市及び小金井市のいずれからも改定の申し入れがないときは、本協定は同一条件により更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

### (雑則)

第6条 所管部署については、第4条各号を所管する宗像市及び小金井市各々の担当部署とする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、宗像市及び小金井市がその都度協議して定めるものとする。

3 この協定に定める事項に疑義が生じた場合は、宗像市及び小金井市が協議してその解決を図るものとする。

この協定書は、2通作成し、宗像市と小金井市が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 24年 11月 1日



小金井市長

稲葉 孝彦



宗像市長

谷井 博美